

団体経由産業保健活動推進助成金支給要領

令和4年12月13日

要領第18号

改正 令和5年3月23日要領第13号

令和5年9月26日要領第15号

(目的)

第1条 団体経由産業保健活動推進助成金（以下「助成金」という。）は、産業保健活動総合支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、この要領により支給するものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業者

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という。）第2条第1項第3号に規定されている「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいう。

(2) 産業医

安衛法第13条第2項の要件を備えた医師をいう。

(3) 保健師

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条の要件を備えた者をいう。

(4) 看護師

保健師助産師看護師法第5条の要件を備えた者をいう。

(5) 両立支援コーディネーター

「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について（平成30年3月30日付け基安発0330第1号）」に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が実施する研修を修了した者をいう。

(6) 治療と仕事の両立支援

労働者又は労災保険の特別加入者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号又は第5号に掲げる者に限る。以下「労働者等」という。）であって、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、難病、肝炎、精神障害などの反復・継続して治療が必要な私傷病を負った者が治療と仕事を両立する上で、業務による疾病の増悪若しくは、再発や労働災害を生じないように、治療に対する配慮や事業場における適切な就業上の措置を講じる等の支援、及び事業場の環境整備支援等をいう。

(7) 産業保健サービス

以下の健康経営の支援を含む産業保健に係るサービスをいう。

- ① 安衛法第66条の4に基づく医師、歯科医師による労働者等の健康診断結果の意見聴取
- ② 安衛法第66条の7に基づく医師、保健師による労働者等に対する保健指導
- ③ 安衛法第66条の8又は第66条の10第3項等に基づく医師による労働者等に対する面接指導及び当該指導結果に基づく意見聴取

- ④ 医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、産業カウンセラー、臨床心理士その他の産業保健スタッフによる労働者等に対する健康相談対応
- ⑤ 医師、保健師、看護師その他の産業保健スタッフ、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による事業者又は労働者等に対する治療と仕事の両立支援（相談対応、医療機関等との連携、就業可否に関する意見（医師に限る。）、就業上の措置や配慮等の検討の支援、環境整備支援等）
- ⑥ 医師、保健師、看護師その他の産業保健スタッフ等による職場環境改善支援（ストレスチェック実施後の集団分析結果を活用した改善支援を含む。）
- ⑦ 医師、保健師、看護師その他の産業保健スタッフ等による労働者等に対する健康教育研修、事業者及び管理者に対する周知啓発（いずれも健康経営に係るものを含む。）

(8) 産業保健サービス提供に係る事務費用

産業保健サービスの提供に係る構成事業主等との連絡調整等の事務（第14条の支給申請手続きにかかる書類作成を含む。）を第14条第1項第2号の産業保健活動を行う産業医、保健師等（産業保健サービスを提供する会社と契約する場合は当該会社）（以下「産業保健サービス提供者」という。）以外の者（外部機関を含む。）に行わせる場合に、事業主団体等又は特別加入団体が当該外部機関に対して支払う費用をいう。

(交付の対象及び補助率)

第3条 助成金の事業年度は、交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月末日までとする。

2 この助成金は、第4条に定める事業主団体等又は特別加入団体が、傘下の構成事業主（第4条（1）の事業主団体等の場合は、労働者を雇用する事業主をいう。以下同じ。）に対し行う産業保健サービスを実施するために必要な経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。なお、予算を超過するおそれがある場合、第6条第3項の交付決定を行わない場合がある。助成対象経費の範囲は、事業を実施するために、交付決定日から支給申請日までに事業主団体等又は特別加入団体が産業保健サービス提供者に支払った費用及び第2条第8号の産業保健サービス提供に係る事務を行う外部機関に支払った費用とする。

3 補助率、上限額等は、実施要領第5条第2項から第4項に定めるとおりとする。

(助成対象団体等)

第4条 本助成金の支給対象となる中小企業事業主の団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）並びに労災保険の特別加入団体（以下「特別加入団体」という。）は、次の（1）①から⑥までのいずれにも該当する事業主団体等又は（3）に該当する特別加入団体とする。支給は同一年度に1事業主団体等又は1特別加入団体1回に限る。

(1) 事業主団体等

① 次のア又はイに該当する事業主団体等であること。

ア 事業主団体

事業主団体とは、次の(ア)から(キ)のいずれかに該当するものであって、構成事業主が3以上あり、かつ、1年以上の活動実績があること。

(ア) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する次の(i)から(x)までのいずれかに該当する団体。

(i) 事業協同組合

(ii) 事業協同小組合

(iii) 信用協同組合

(iv) 協同組合連合会

(v) 企業組合

(vi) 協業組合

(vii) 商工組合

(viii) 商工組合連合会

(ix) 都道府県中小企業団体中央会

(x) 全国中小企業団体中央会

(イ) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(ウ) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所、日本商工会議所

(エ) 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会

(オ) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律164号)に規定する生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

(カ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人

(キ) 上記(ア)から(カ)までの事業主団体以外の法人格を有する事業主団体であって、次の(i)から(iv)のいずれにも該当する団体

(i) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有する団体であること。

(ii) 法人格を有する代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。

(iii) 過去の事業活動状況、財政能力からみて、構成事業主における産業保健活動の推進に向けた気運の醸成、啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できること。

(iv) 定款、会則等において、構成事業主への指導等の規定を有していること。

イ 共同事業主

共同事業主とは、次の（ア）から（ウ）までに該当するものであって、1年以上の活動実績があること。

（ア）共同する全ての事業主（構成事業主が10以上で組織すること。また、同一の事業主は対象外であること。）の合意に基づく協定書を締結していること。

（イ）上記（ア）の協定書は、代表事業主名（法人格を有すること）、共同事業主名、産業保健サービス提供事業に要する全ての経費の負担に関する事項（本助成金の申請を行い、機構からの支給を受けようとする代表事業主名を記載していること）、有効期間及び協定年月日を掲げるものであること。

（ウ）上記（ア）の協定書は、共同事業主を構成する全ての事業主の代表者が記名したものであること。

② 次のいずれかに該当する中小企業事業主の占める割合が、構成事業主（共同事業主については、代表事業主を除く事業主）全体の2分の1を超えていること。

ア 資本金又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主

イ 常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主

③ 次のいずれにも該当すること。

ア 事業主団体等の事業活動状況に問題がないこと。

イ 事業主団体等の財政が健全であること。

ウ 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。

エ その他、事業実施上の問題がないこと。

④ 機構に団体経由産業保健活動推進助成金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）及び団体経由産業保健活動推進助成金事業実施計画（様式第2号）（以下「事業実施計画」という。）を提出し、交付決定を受けた事業主団体等であること。

⑤ 事業実施計画に基づき、事業を実施した事業主団体等であること。

⑥ 上記④及び⑤に基づく成果を明らかにする書類を整備している事業主団体等であること。

（2）都道府県事業主団体

都道府県事業主団体とは、（1）の事業主団体等のうち、次の①から④までのいずれにも該当するものであること。

① （1）①アに該当する団体であること。

② 構成事業主が50以上であること。

③ 構成事業主の所在地が都道府県内の複数の市区町村又は複数の都道府県であること。

- ④ 定款、会則、協定書等において、都道府県内の複数の市区町村又は複数の都道府県の事業主を構成事業主とすることが明らかであること。

(3) 特別加入団体

特別加入団体は、労働者災害補償保険法第33条第3号に掲げる者の団体又は同条第5号に掲げる者の団体であつて、1年以上の活動実績があり、かつ、次の①から④までのいずれにも該当する団体であること。ただし、(1)の事業主団体等に該当する場合を除く。

- ① 次のいずれにも該当すること。

ア 特別加入団体の事業活動状況に問題がないこと。

イ 特別加入団体の財政が健全であること。

ウ 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。

エ その他、事業実施上の問題がないこと。

- ② 機構に交付申請書及び事業実施計画を提出し、交付決定を受けた特別加入団体であること。

- ③ 事業実施計画に基づき、事業を実施した特別加入団体であること。

- ④ 上記②及び③に基づく成果を明らかにする書類を整備している特別加入団体であること。

2 支給対象事業主団体等又は特別加入団体数

第3条第2項に基づき、本助成金は、国の予算の範囲内で支給するため、支給対象の事業主団体等又は特別加入団体の数は、国の予算額により制約されるものである。そのため、申請期間内に募集を予告なく終了する場合がある。

(交付申請手続)

第5条 この助成金の交付を受けようとする事業主団体等又は特別加入団体は、交付申請書を、交付決定を受けようとする日の属する年度の12月最終営業日までに、機構に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 事業実施計画

- (2) 定款、会則、協定書等

- (3) 直近2年間(2年に満たない場合は直近1年間)の収支決算書

- (4) 第3条第2項の事業を実施するために必要な経費の算出根拠を確認するための書類(見積書など)

- (5) その他、機構が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 機構は、前条の規定による交付申請書及び添付書類(以下「交付申請書等」という。)の提出があったときは、交付申請書等に不備がないか審査し、不備があると認めるときは、その補正を求めることができる。

2 機構は、交付申請書等について、次の事項に係る審査を行うこと。

(1) 第4条第1項(1)①から③までのいずれの要件にも該当する事業主団体等、又は同項(3)①の要件に該当する特別加入団体であること。

(2) 事業実施計画に第2条(7)①から⑦までのいずれかの産業保健サービスが盛り込まれており、その内容が、傘下の構成事業主に対する産業保健活動の取組を実施するために適切なものになっていること。

3 機構は、前2項の審査の結果、申請の内容が適当であると認めた場合は、交付の決定を行い、「団体経由産業保健活動推進助成金交付決定通知書」(様式第3号)により、また、事業を実施することが適当でないと認めた場合は、不交付の決定を行い、「団体経由産業保健活動推進助成金不交付決定通知書」(様式第4号)により、前条の申請を行った事業主団体等又は特別加入団体に通知するものとする。

4 機構は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付又は不交付のいずれかの決定を行うものとする。

(不交付・不支給要件)

第7条 申請した第4条第1項(1)の事業主団体等が同項(1)①から③までの全て又は特別加入団体が同項(3)①の要件を満たさない場合は交付決定を行わず、事業主団体等が同項(1)①から⑥までの全て又は特別加入団体が同項(3)①から④までの全ての要件を満たさなければ、支給決定を行わない。また、本助成金の交付申請又は支給申請が、次の(1)から(10)までのいずれかに該当する場合には、交付決定または支給決定を行わない。ただし、事業主団体等又は特別加入団体が労働者災害補償保険の適用事業主に該当しない場合は、(1)は適用しない。

(1) 事業主団体等(共同事業主については代表事業主。以下この条において同じ。)又は特別加入団体が、交付申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料を滞納している場合。

(2) 事業主団体等又は特別加入団体が、交付申請書又は団体経由産業保健活動推進助成金支給申請書(様式第12号)(以下「支給申請書」という。)の提出日から起算して過去3年間に、労働者災害補償保険法第3章の2(実施要領第5条に規定する団体経由産業保健活動推進助成金を含む。)又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の規定により支給される給付金について、不正受給又は不正に受給しようとした場合。

(3) 事業主団体等又は特別加入団体並びにこれらの役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の暴力等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいる場合、暴力団員が経営に実質的に関与している場合及びこれらの企業であると知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められた場合。

(4) 事業主団体等又は特別加入団体が、交付申請書の前日から起算して1年前の日から支給申請書の前日までの間に労働関係法令違反を行ったことが明らか(司法処分等)

である場合など、当該事業主団体等又は特別加入団体に本助成金の交付決定又は支給決定を行うことが適切でないとして機構理事長が認める場合。

- (5) 交付申請又は支給申請の時点で倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続若しくは特別清算開始の申立てがされること）している事業主団体等又は特別加入団体である場合。
- (6) 同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合。
- (7) 同一年度に、同一の事業主が、共同事業主を複数構成する場合（同一年度に、事業主団体が、他の事業主団体等と共同で事業を実施する場合も同様）。また、同一年度に、事業主団体が、単独で事業を実施し、かつ、他の事業主団体等と共同で事業を実施する場合。
- (8) (2) の不正受給が発覚した際に機構が実施する事業主団体等又は特別加入団体の公表について、あらかじめ同意していない場合。
- (9) 事業主団体等又は特別加入団体が交付申請書により申請した内容のサービスを、傘下の構成事業主に対して実施しなかった場合
- (10) その他助成金を支給することが適切でないとして機構理事長が認める場合

（申請の取り下げ）

第8条 事業主団体等又は特別加入団体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、第6条の通知を受けた日から15日以内にその旨を機構に申し出なければならない。

（事業実施期間）

第9条 第5条第1項の交付の申請を行う事業主団体等又は特別加入団体が当該助成金に係る事業を実施することができる期間（以下「事業実施期間」という。）は、交付決定の日から当該交付決定の属する年度の2月最終営業日の7日前までとし、事業を実施する期間（以下「事業実施予定期間」という。）は、事業主団体等又は特別加入団体が事業実施計画において指定する。

（交付決定内容の変更）

第10条 事業主団体等又は特別加入団体は、第6条第3項の交付決定を受けた内容を変更（軽微な変更である場合を除く。）しようとする場合は、あらかじめ、「団体経由産業保健活動推進助成金事業実施計画変更申請書」（様式第5号）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業実施計画変更承認の決定を行い、「団体経由産業保健活動推進助成金事業実施計画変更承認通知書」（様式第6号）により、また、申請の内容が適当でないとして認めた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、「団

体經由産業保健活動推進助成金事業実施計画変更不承認通知書」（様式第7号）により、当該事業主団体等又は特別加入団体に通知するものとする。

3 機構は、第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（事業の自主的な中止又は廃止）

第11条 事業主団体等又は特別加入団体は、第6条第3項の交付決定を受けた事業を中止又は廃止しようとするときは、「団体經由産業保健活動推進助成金事業中止・廃止承認申請書」（様式第8号）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の承認をしたときは、「団体經由産業保健活動推進助成金事業中止・廃止承認通知書」（様式第9号）により当該事業主団体等又は特別加入団体に通知する。

（事業遅延の届出）

第12条 事業主団体等又は特別加入団体は、第6条第3項の交付決定を受けた事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ「団体經由産業保健活動推進助成金事業完了予定期日変更報告書」（様式第10号）を機構に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、支給申請の時期が、第14条第1項の期限を超える場合は一律認めない。

（状況報告）

第13条 事業主団体等又は特別加入団体は、第6条第3項の交付決定を受けた事業の遂行及び支出状況について、機構から報告を求められたときは、速やかに「団体經由産業保健活動推進助成金事業実施状況報告書」（様式第11号）を機構に提出しなければならない。

（支給申請手続）

第14条 事業主団体等又は特別加入団体は、第6条第3項の交付決定を受けた事業が終了したときは、第9条の事業実施予定期間の最終日から起算して30日後の日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月最終営業日のいずれか早い日までに、支給申請書及び以下の添付書類（以下「支給申請書等」という。）を、機構に提出しなければならない。

（1）団体經由産業保健活動推進助成金事業実施結果報告書（様式第13号）

（2）次の事項が記載されている、産業保健サービス提供者に関する契約書の写し

① 産業保健活動の内容と契約期間

② 産業保健活動に要する費用

③ 産業保健サービスを提供する会社と契約する場合は、当該産業保健活動を実施した者の氏名

- (3) 産業保健活動を実施する者について、産業医、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、産業カウンセラー、臨床心理士、両立支援コーディネーター等の資格を有する場合は、当該資格要件を備えていることを証明する資格の写し
 - (4) 事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類（領収書、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の記録の写し）
 - (5) 労働保険概算・確定保険料申告書等の写し
 - (6) その他、機構が必要と認める書類
- 2 前項の場合において支給申請書及び報告書の提出期限について、機構の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(助成金の額の確定等)

第15条 機構は、事業主団体等又は特別加入団体から提出された支給申請書等に不備がないか審査し、不備があると認めるときは、その補正を求めることができる。なお、機構が定める期限までに不備のない支給申請書等が提出されない場合は、第7条(10)に該当することから、支給決定を行わないことがある。

- 2 前項の審査の結果、その申請及び報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容又は第10条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件（以下「助成金の交付の決定の内容等」という。）に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、「団体経由産業保健活動推進助成金支給決定通知書」（様式第14号）により、当該事業主団体等又は特別加入団体に通知する。
- 3 第1項の審査の結果、助成金の交付の決定内容等に適合しないと認められた場合は、不支給決定を行い、「団体経由産業保健活動推進助成金不支給決定通知書」（様式第15号）により、当該事業主団体等又は特別加入団体に通知する。
- 4 本助成金の支給は、機構が、支給決定額を交付申請書に記載された金融機関の口座に振り込むことにより行う。

(交付決定の取消等)

第16条 機構は、次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業主団体等又は特別加入団体が、法令若しくは本支給要領又は法令若しくは本支給要領に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業主団体等又は特別加入団体が、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとした場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 機構は、前項の(1)から(3)に該当するとして交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は変更した場合は、「団体経由産業保健活動推進助成金交付決定取消・変更通知書」（様式第16号）により、事業主団体等又は特別加入団体に通知する。

- 3 機構は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 機構は、前項の返還を命ずるときは、「団体経由産業保健活動推進助成金返還決定通知書」（様式第17号）により、事業主団体等又は特別加入団体に通知する。
- 5 機構は、第3項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（不正受給の公表）

第17条 機構は、前条第1項の取消しをした場合において、事業主団体等又は特別加入団体の行った不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、次の（1）から（4）までの事項を機構のホームページに掲載することにより公表を行うこととする。機構のホームページへの掲載は、交付決定を取り消した日から起算して、6か月が経過するまでの期間行うこととする。

- （1）不正受給を行った事業主団体等若しくは特別加入団体の名称及び代表者氏名、又はその他不正に関与した者がいた場合は当該者の名称及び代表者氏名（当該者が個人の場合はその氏名）
- （2）不正受給に係る事業場の名称、所在地及び事業概要
- （3）不正受給に係る助成金の名称、交付決定を取り消した日及び返還を命じた額及び返還状況
- （4）事業主団体等若しくは特別加入団体、それらの傘下の構成事業主、その他不正に関与した者がいた場合は当該者の行った不正の内容

（関係書類の提示）

第18条 機構は、本助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、事業主団体等若しくは特別加入団体又はそれらの傘下の構成事業主に対して、関係書類の提示を求めることができる。

（助成金に係る帳簿及び証拠書類の整備等）

第19条 助成金の支給を受けた事業主団体等又は特別加入団体は、事業年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに助成金に係る帳簿を備えるものとする。

- 2 前項に規定する帳簿は、助成金の支給を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第20条 事業主団体等又は特別加入団体は、第5条第1項の規定に基づく交付申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画の内容の変更、第11条第1項の規定に基づく事業の中止又は廃止、第12条の規定に基づく事業遅延の届出、第13条の規定に基づく状況報告又は第14条第1項の規定に基づく支給申請については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第21条 機構は、第5条の規定により行われた交付申請等に係る第6条第3項の規定に基づく交付決定等、第10条第2項の規定に基づく承認等、第11条第2項の規定に基づく承認、第15条第2項及び第3項に基づく支給決定等、第16条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更又は同条第3項の規定に基づく返還命令について、事業主団体等又は特別加入団体が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

（端数処理）

第22条 助成金の金額に1円未満の端数が生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条の規定を準用し、その端数を切り捨てるものとする。

附 則〔令和4年要領第18号〕

1 この要領は、令和4年12月13日から施行する。

附 則〔令和5年要領第13号〕

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年要領第15号〕

（施行期日）

1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年4月から9月最終営業日までに交付申請手続を行った事業については、なお従前のおりとする。

3 前項の事業を実施する事業主団体等又は特別加入団体に係る第4条第1項の規定の適用については、同条中「支給は同一年度に1事業主団体等又は1特別加入団体1回に限る」とあるのは、「令和5年4月から9月最終営業日までに交付申請手続を行った

事業であって、その後交付決定を受けた事業に対する支給に加えて、同一年度に1事業主団体等又は1特別加入団体1回に限り支給を受けることができる」とする。

- 4 第2項の事業を実施する事業主団体等又は特別加入団体に係る第7条の規定の適用については、同条第6号中「同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合。」とあるのは、「同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合（令和5年4月から9月最終営業日までに交付申請手続を行った事業であって、その後交付決定を受けた事業に対する支給を除く）。」とする。